

○屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金交付要綱

令和6年3月27日

告示第152号

改正 令和7年3月31日告示第158号

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋根の雪下ろしに伴う転落事故の防止を目的として、転落防止のための命綱固定アンカー等を設置する工事に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金の交付に関し、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 本市の区域内に存する1戸建ての住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。以下同じ。)及び附属建物(小屋、蔵及びカーポートを含む。以下同じ。)で、高さ2メートル以上のものをいう。
- (2) 補助対象工事 住宅等の屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐことを目的に行う次のいずれかに該当する工事で、高さ2メートル以上の屋根部分(下屋があれば、その部分を含む。)に対して実施するものをいう。
 - ア 命綱固定アンカー(命綱の一端を固定するために住宅の屋根等に堅固に固定された金具をいう。)の設置及び取替工事
 - イ 転落防止柵の設置及び取替工事
 - ウ 固定式昇降用はしごの設置及び取替え工事(ただし、命綱固定アンカー若しくは転落防止柵が既に設置されている場合又はそれらを同時に設置する場合に限る。)
- (3) 市内業者 市内に本社又は本店となる事業所を有する法人又は個人
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を完納している者
- (2) 市内の住宅等に居住する者又は市内に住宅等を所有する者であって、市内業者に発注して補助対象工事を実施する者
(補助対象工事費)

第4条 補助金の交付の対象となる工事費(以下「補助対象工事費」という。)は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、当該経費のうち、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の交付の対象となる部分は、補助対象工事費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住宅等ごとの補助対象工事費に5分の4を乗じて得た額(ただし、1棟当たり24万円を限度)とする。

2 補助金の交付は、一の住宅又は附属建物当たり1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度4月1日から10月31日までの間に、屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事計画図面
- (4) 工事実施前写真
- (5) 資産証明書その他住宅等の所有者が確認できる書類
- (6) 住宅等の所有者の設置同意書(自己が所有しない住宅等に居住する人が申請する場合に限る。)

(7) 市税に未納がないことを証する書類(当該事項を本市が保有する資料の閲覧により確認することを承諾しない場合又は本市が保有する情報で確認できない場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事費支払領収書の写し

(2) 事業の実施前、実施中及び実施後の写真

(補助金の請求及び支払い)

第9条 当該申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、審査を行った後に、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、この要綱に基づく命綱固定アンカー等を設置する工事に関して必要な調査を行うことができる。

(交付の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第14条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第158号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。